

合併処理浄化槽 設置に補助金を交付

市では、生活排水による河川などの水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置に対して補助金を交付しています。補助対象は、専用住宅または住宅部分が2分の1以上の併用住宅で、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合があります。

合併処理浄化槽を平成23年度中に設置する予定があり、補助金の交付を希望される方は、平成23年4月1日（金）から申請を受付しています。

※なお、予算額に達した時点で、受付を締め切ります。

種別	人槽	補助金額
転換	5人槽	150,000円
	7人槽	180,000円
	10人槽	210,000円
新設	5人槽	75,000円
	7人槽	90,000円
	10人槽	120,000円

○**転換** 専ら住居の用に供する建物の建替、増築またはリフォームにより、同一敷地内に設置されている単独処理浄化槽またはくみ取り槽を原則として撤去し、合併処理浄化槽を設置することをいいます。

また、その撤去費用に対して撤去補助（3万円を限度）を、転換の補助金額に加算します。（平成23年度より実施）

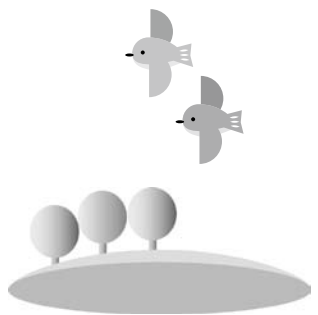
○**新設** 転換に該当しないもので、新たに合併処理浄化槽を設置することをいいます。

浄化槽設置の皆様へ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水をきれいにする装置です。浄化槽が本来の機能を発揮するには、適切に維持管理（保守点検、清掃、法定検査）する必要があります。

保守点検は登録業者に

保守点検とは、浄化槽の点検、調整、修理や消毒剤の補給などを行うことをいいます。保守点検は県の登録を受けた浄化槽保守点検業者が行いますので、登録業者に委託してください。



清掃は市の許可業者に

清掃とは、浄化槽内に溜まった汚泥を採取し、機器を洗浄することをいいます。清掃は市の許可を受けた浄化槽清掃業者が行いますので、許可業者に委託してください。

法定検査を受けましょう

浄化槽の維持管理は、保守点検、清掃といったメンテナンスに加え、県の指定検査機関による次の検査を受検しなければなりません。

① 浄化槽法第7条検査

使用開始後3ヶ月から8ヶ月の期間に1回、主に設置状況を検査します。

② 浄化槽法第11条検査

毎年1回、主に保守点検、清掃が適正に行われているか、放流水が水質基準を満たしているか検査します。徳島県の指定検査機関は、社団法人徳島県環境技術センター（☎08・6336・1234）です。

補助金交付申請等詳しいことは、

市ホームページまたは市都市整備課下水道担当（市役所2階 ☎32・3957）まで。

環境衛生センターからのお知らせ

◆電気式生ごみ処理機

購入者に補助金を交付

市では、平成23年度中に電気式生ごみ処理機を購入し、左記条件を満たす方を対象に補助金交付申請を受付しています。

※補助金額は、購入価格の1/2です。（ただし2万円が限度）

【補助金交付対象条件】

- ① 微生物または電気の利用して生ごみの減量化等を図る製品（製造メーカーや型式は問いません。）であること
 - ② 小松島市民の方で、小松島市内の取扱い店で購入すること
- ご希望の方は、印鑑、購入価格を記載しているカタログまたは見積書、購入者宅の位置図を持参のうえ、市環境衛生センターまで申請してください。（申請書は環境衛生センターにあります。）

◆祝日のごみ収集のお知らせ

4月29日（金）は燃えるごみ（北部地区）の収集を行います。5月3日（火）から5日（木）までのごみ収集はお休みです。※4月29日と5月3日から5日までは、多量のごみ・粗大ごみなどの市環境衛生センターへの持ち込みもお休みです。

◆資源ごみ（紙類）の分別方法が変わりました

現在、新聞の折り込み広告については雑誌類として分別していますが、製紙会社の脱墨技術（紙からインクを抜く技術）の向上などにより、新聞と一緒にリサイクルができるようになりました。新聞の折り込み広告については、新聞と一緒に新聞の収集日に出してください。

お問い合わせは、市環境衛生センター（芝生町字花谷3番地 ☎32・8290）まで。